

国不建第488号
令和3年3月29日

各地方整備局等建設業担当部長 殿
各都道府県建設業主管部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

経営事項審査の事務取扱いについての改正について (通知)

今般、「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示」(令和3年国土交通省告示第246号)が制定されたところであるが、これを踏まえ、「経営事項審査の事務取扱いについて(通知)」(平成20年国総建第269号)の一部を改正することとしたので、下記の通り通知する。

記

経営事項審査の事務取扱いについて(平成20年1月31日付け国総建第269号)の一部を別添の通り改正する。なお、この改正は、令和3年4月1日から適用する。

以上

平成20年1月31日国総建第269号
経営事項審査の事務取扱いについて (通知)
新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>I (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数及び許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高について (告示第一の三関係)</p> <p>(1) 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数について</p> <p>イ 許可を受けた建設業に従事する技術職員は、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者、規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者 (以下「基幹技能者」という。)、建設業法施行令 (昭和31年政令第273号) 第28条第1号又は第2号に掲げる者、建設技能者の能力評価制度に関する告示 (平成31年国土交通省告示第460号) 第3条第2項の規定により同項の認定を受けた能力評価基準 (以下「認定能力評価基準」という。) により技能や経験の評価が最上位であるとされた建設技能者 (以下「レベル4技能者」という。)、又はレベル4技能者に次ぐものとされた建設技能者 (以下「レベル3技能者」という。) であって、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者 (法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。) とする。</p> <p>また、雇用期間が限定されている者のうち、審査基準日において高齢者等の雇用の安定等に関する法律 (昭和46年法律第68号) 第9条第1項第2号に規定する継続雇用制度の適用を受けて</p>	<p>I (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数及び許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高について (告示第一の三関係)</p> <p>(1) 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数について</p> <p>イ 許可を受けた建設業に従事する技術職員は、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者又は規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者 (以下「基幹技能者」という。) 並びに建設技能者の能力評価制度に関する告示 (平成31年国土交通省告示第460号) 第3条第2項の規定により同項の認定を受けた能力評価基準 (以下「認定能力評価基準」という。) により技能や経験の評価が最上位であるとされた建設技能者 (以下「レベル4技能者」という。)、又はレベル4技能者に次ぐものとされた建設技能者 (以下「レベル3技能者」という。) であって、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者 (法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。) とする。</p> <p>また、雇用期間が限定されている者のうち、審査基準日において高齢者等の雇用の安定等に関する法律 (昭和46年法律第68号) 第9条第1項第2号に規定する継続雇用制度の適用を受けているもの (65歳以下の者に限る。) については、雇用期間を特に</p>

- 1 -

いるもの (65歳以下の者に限る。) については、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者とみなす。

なお、継続雇用制度の適用を受けていることの証明は、別記様式第3号の提出によるものとする。

ロ 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数については、イに掲げる技術職員を、建設業の種類別に、次に掲げる区分に分けることとする。

①～② (略)

③ 令第28条第1号又は第2号に掲げる者であって一級技術者以外の者 (以下「監理技術者補佐」という。)

④ 基幹技能者又はレベル4技能者であって一級技術者及び監理技術者補佐以外の者

⑤ 建設業法第27条第1項に規定する技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者、他の法令の規定による免許若しくは免状の交付 (以下「免許等」という。) で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者、登録基礎ぐい工事試験 (建設業法施行規則第7条の3第2号の表とび・土工事業の項第5号の登録を受けた試験をいう。) 又は登録解体工事試験 (同条第2号の表解体工事の項第4号の登録を受けた試験をいう。) に合格した者若しくはレベル3技能者であって一級技術者、監理技術者補佐、基幹技能者及びレベル4技能者以外の者 (以下「二級技術者」という。)

⑥ 建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号ハに該当する者で一級技術者、監理技術者補佐、基幹技能者、レベル4技能者及び二級技術者以外の者 (以下「その他の技術者」という。)

ハ 技術職員の数については、一級監理受講者の数に6を乗じ、一級技術者であって一級監理受講者以外の者の数に5を乗じ、監理技術者補佐の数に4を乗じ、基幹技能者又はレベル4技能者であって二級技術者及び監理技術者補佐以外の者の数に3を乗じ、二級技術者の数に2を乗じ及びその他の技術者の数に1をそれぞれ乗じて得た数値の合計数値 (以下「技術職員数値」という。) を、許可を受けた建設業の種類ごとにそれぞれ求め、審査基準日における技術職員

限定することなく常時雇用されている者とみなす。

なお、継続雇用制度の適用を受けていることの証明は、別記様式第3号の提出によるものとする。

ロ 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数については、イに掲げる技術職員を、建設業の種類別に、次に掲げる区分に分けることとする。

①～② (略)

(新設)

③ 基幹技能者又はレベル4技能者であって一級技術者以外の者

④ 建設業法第27条第1項に規定する技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者、他の法令の規定による免許若しくは免状の交付 (以下「免許等」という。) で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者、登録基礎ぐい工事試験 (建設業法施行規則第7条の3第2号の表とび・土工事業の項第5号の登録を受けた試験をいう。) 又は登録解体工事試験 (同条第2号の表解体工事の項第4号の登録を受けた試験をいう。) に合格した者若しくはレベル3技能者であって一級技術者及び基幹技能者以外の者 (以下「二級技術者」という。)

⑤ 建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号ハに該当する者で一級技術者、基幹技能者及び二級技術者以外の者 (以下「その他の技術者」という。)

ハ 技術職員の数については、一級監理受講者の数に6を乗じ、一級技術者であって一級監理受講者以外の者の数に5を乗じ、基幹技能者又はレベル4技能者であって二級技術者以外の者の数に3を乗じ、二級技術者の数に2を乗じ及びその他の技術者の数に1をそれぞれ乗じて得た数値の合計数値 (以下「技術職員数値」という。) を、許可を受けた建設業の種類ごとにそれぞれ求め、審査基準日における技術職員数値をもって審査するものとする。

- 2 -

数値をもって審査するものとする。

ただし、一人の職員につき技術職員として申請できる建設業の種類の数に二までとする。

(2) (略)

3 その他の審査項目(社会性等)について(告示第一の四関係)

(1) 労働福祉の状況について

イ～ホ (略)

ヘ 法定外労働災害補償制度は、(公財)建設業福祉共済団、(一社)全国建設業労災互助会、(一社)全国労働保険事務組合連合会、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第27条の2第1項の規定により設立の認可を受けた者であって同法第9条の6の2第1項又は同法第9条の9第5項において準用する第9条の6の2第1項の規定による認可を受けた共済規程に基づき共済事業を行うもの又は保険会社との間で労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害(下請負人に係るものを含む。)に関する給付についての契約であって①及び②に該当するものを締結している場合に、加点して審査するものとする。

① 申請者の直接の使用関係にある職員だけでなく、申請者が請け負った建設工事を施工する下請負人の直接の使用関係にある職員をも対象とする給付であること。

② 原則として、労働者災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る障害補償給付及び障害給付並びに遺族補償給付及び遺族給付の基因となった災害のすべてを対象とするものであること。

(2)～(4) (略)

(5) 建設業の経理の状況

イ (略)

ロ 公認会計士等の数について

告示第一の四の5の(二)のイに掲げる者の数に同号の5の(二)のロに掲げる者の数に10分の4を乗じて得た数を加えた合計数値をもって審査するものとする。

ただし、一人の職員につき技術職員として申請できる建設業の種類の数に二までとする。

(2) (略)

3 その他の審査項目(社会性等)について(告示第一の四関係)

(1) 労働福祉の状況について

イ～ホ (略)

ヘ 法定外労働災害補償制度は、(公財)建設業福祉共済団、(一社)全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、(一社)全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害(下請負人に係るものを含む。)に関する給付についての契約であって①及び②に該当するものを締結している場合に、加点して審査するものとする。

① 申請者の直接の使用関係にある職員だけでなく、申請者が請け負った建設工事を施工する下請負人の直接の使用関係にある職員をも対象とする給付であること。

② 原則として、労働者災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る障害補償給付及び障害給付並びに遺族補償給付及び遺族給付の基因となった災害のすべてを対象とするものであること。

(2)～(4) (略)

(5) 建設業の経理の状況

イ (略)

ロ 公認会計士等の数について

① 公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者は、公認会計士法(昭和23年法律第103号)第3条に規定する公認会計士となる資格を有する者(同法第17条の規定に基づき公認会計士となるための登録を受けていることを要しない。)、公認会計士法の一部を改正する法律(平成15年法

(6)～(9) (略)

(10) 知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況について

審査対象年又は審査基準日以前3年間の知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況については、以下の算式によって算出された数値をもって審査するものとする。

$$\frac{\text{技術者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times A + \frac{\text{技能者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times B$$

イ 技術者数は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者(法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。以下「技術者」という。)の数とする。

ロ 技能者数は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前3年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第14条の2第

律第67号)附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の公認会計士法第5条第2項に規定する会計士補(同法第17条の規定に基づき会計士補となるための登録を受けていることを要しない。)、及び税理士法(昭和26年法律第237号)第3条に規定する税理士となる資格を有する者(同法第18条の規定に基づき税理士となるための登録を受けていることを要しない。)をいう。

② 国土交通大臣の登録を受けた建設業の経理に必要な知識を確認するための試験の一般試験に合格した者は、イに掲げる者と同等以上の能力を有する者として、その数をイに掲げる者の数と併せて審査するものとする。

(6)～(9) (略)

(新設)

2号子又は同条第4号子に規定する建設工事に従事する者に該当する者であり、かつ審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係がある者であって、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者（法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。以下「技能者」という。）の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を減じて得た数

ハ A は、I 3 (10)ニに規定する CPD 単位取得数を技術者数で除した数値が3未満の場合は0、3以上6未満の場合は1、6以上9未満の場合は2、9以上12未満の場合は3、12以上15未満の場合は4、15以上18未満の場合は5、18以上21未満の場合は6、21以上24未満の場合は7、24以上27未満の場合は8、27以上30未満の場合は9、30の場合は10とする。

二 CPD 単位取得数は、技術者が審査基準日以前1年間に取得した CPD 単位（公益社団法人空気調和・衛生工学会、一般財団法人建設業振興基金、一般社団法人建設コンサルタント協会、一般社団法人交通工学研究会、公益社団法人地盤工学会、公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会、一般社団法人全国測量設計業協会連合会、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会、一般社団法人全日本建設技術協会、土質・地質技術者生涯学習協議会、公益社団法人土木学会、一般社団法人日本環境アセスメント協会、公益社団法人日本技術士会、公益社団法人日本建築士会連合会、公益社団法人日本コンクリート工学会、公益社団法人日本造園学会、公益社団法人日本都市計画学会、公益社団法人農業農村工学会、一般社団法人日本建築士事務所協会連合会、公益社団法人日本建築家協会、一般社団法人日本建設業連合会、一般社団法人日本建築学会、一般社団法人建築設備技術者協会、一般社団法人電気設備学会、一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会、公益財団法人建築技術教育普及センター又は一般社団法人日本建築構造技術者協会（以下「CPD 認定団体」という。）によって修得を認定された単位数を、告示別表第十八の左欄に掲げる CPD 認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、三十

- 5 -

を乗じた数値（小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。また、30を超える場合は、30とする）をいう。）の合計数とする。

なお、1人の技術者につき2以上の CPD 認定団体によって単位の習得が認定されている場合は、いずれか1つの CPD 認定団体において習得を認定された単位をもとに CPD 単位取得数を算出するものとする。

ホ B は、I 3 (10)へに規定する技能レベル向上者数を技能者数から I 3 (10)トに規定する控除対象者数を減じた数で除した数値を百分率で表した数値が1.5%未満の場合は0、1.5%以上3%未満の場合は1、3%以上4.5%未満の場合は2、4.5%以上6%未満の場合は3、6%以上7.5%未満の場合は4、7.5%以上9%の場合は5、9%以上10.5%未満の場合は6、10.5%以上12%未満の場合は7、12%以上13.5%未満の場合は8、13.5%以上15%未満の場合は9、15%以上の場合は10とする。

なお、技能者数から控除対象者数を減じた数が0の場合、技能レベル向上者数を技能者数から控除対象者数を減じた数で除した数値は、0とする。

ヘ 技能レベル向上者数は、技能者のうち、審査基準日以前3年間に、認定能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の3年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者の数とする。

ト 控除対象者数は、技能者のうち、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数とする。

4～5-2 (略)

II (略)

III 経営規模等評価の申請者及び総合評定値の請求者に対する経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知は、規則別記様式第25号の15により行うものとし、建設工事の発注者に対する経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知は、同様式又は同様式の記載内容を記録した

4～5-2 (略)

II (略)

III 経営規模等評価の申請者及び総合評定値の請求者に対する経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知は、規則別記様式第25号の12により行うものとし、建設工事の発注者に対する経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知は、同様式又は同様式の記載内容を記録した

- 6 -

磁気ディスクにより行うものとする。

IV 規則別記様式第25号の15の行政庁記入欄については、当該建設業者の営業に関する事項、経営状況に関する事項等で特記すべきことがあれば適宜記載するものとする。

V 申請者から規則別記様式第25号の15の通知書の写しの請求があったときは、当該写しが適正に交付されたものであることを証明する旨を当該写しに記載するものとする。

VI (略)

別紙 1

1～3 (略)

4 告示第一の四の1に掲げる労働福祉の状況については、告示の付録第二に定める算式によって点数を算出し、また、告示第一の四の2から10までに掲げる建設業の営業継続状況(営業年数及び民事再生法又は会社更生法の適用の有無)、防災協定締結の有無、法令遵守の状況、建設業の経理の状況(監査の受審状況及び公認会計士等数値)、研究開発の状況、建設機械の保有状況、国際標準化機構が定めた規格による登録の状況、若年の技術職員の育成及び確保の状況(若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況並びに新規若年技術職員の育成及び確保の状況)又は知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況については、告示の別表第六から別表第十七までの各区分の欄に掲げられた審査の結果に応じて、それぞれ次のイ～エの表に掲げる点数を与え、さらに、これらの点数の合計点数(エの算式において「告示の付録第二による点数並びにイ～エの点数の合計点数」という。)に応じて、エの算式によって算出されるその他の審査項目(社会性等)の評点を与える。
イ～ル (略)

磁気ディスクにより行うものとする。

IV 規則別記様式第25号の12の行政庁記入欄については、当該建設業者の営業に関する事項、経営状況に関する事項等で特記すべきことがあれば適宜記載するものとする。

V 申請者から規則別記様式第25号の12の通知書の写しの請求があったときは、当該写しが適正に交付されたものであることを証明する旨を当該写しに記載するものとする。

VI (略)

別紙 1

1～3 (略)

4 告示第一の四の1に掲げる労働福祉の状況については、告示の付録第二に定める算式によって点数を算出し、また、告示第一の四の2から9までに掲げる建設業の営業継続状況(営業年数及び民事再生法又は会社更生法の適用の有無)、防災協定締結の有無、法令遵守の状況、建設業の経理の状況(監査の受審状況及び公認会計士等数値)、研究開発の状況、建設機械の保有状況、国際標準化機構が定めた規格による登録の状況又は若年の技術職員の育成及び確保の状況(若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況並びに新規若年技術職員の育成及び確保の状況)については、告示の別表第六から別表第十六までの各区分の欄に掲げられた審査の結果に応じて、それぞれ次のイ～ルの表に掲げる点数を与え、さらに、これらの点数の合計点数(エの算式において「告示の付録第二による点数並びにイ～ルの点数の合計点数」という。)に応じて、エの算式によって算出されるその他の審査項目(社会性等)の評点を与える。
イ～ル (略)

イ～ル (略)

ラ 知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況の点数
(告示の別表第十七関係)

区分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
点数	10	9	8	7	6

(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)
5	4	3	2	1	0

ワ (略)

5 (略)

別紙 2～3 (略)

別記

様式第1号 (略)

様式第2号

(新設)

エ (略)

5 (略)

別紙 2～3 (略)

別記

様式第1号 (略)

様式第2号

